

令和4年度 市県民税の申告について(別紙)

◎所得の種類(1 収入金額、2 所得金額)

事業所得(営業等・農業) 申告書のア、イ、①及び②欄

事業所得のうち、営業等所得とは、販売業、製造業、飲食業、建設業その他サービス業、自由職業(医師、弁護士、外交員、職業野球選手など)又は畜産業、漁業などの農業以外の事業から生ずる所得のことで、事業所得のうち、農業所得とは、米、野菜などの生産又は農家が兼営する、家畜などの育成、採卵若しくは酪農品の生産などから生ずる所得のことで、

○収入金額－必要経費＝事業所得の金額
ア、イ ①、②

不動産所得 申告書のウ及び③欄

地代や家賃など不動産の貸付けから生ずる所得のことで、
○収入金額－必要経費(固定資産税や減価償却費など)＝不動産所得の金額
ウ ③

利子所得 申告書のエ及び④欄

預貯金の利子などによる所得のことで、源泉分離課税の利子の申告は必要ありません。
○収入金額＝所得金額
エ ④

配当所得 申告書のオ及び⑤欄

法人から受ける剰余金の配当などによる所得のことで、特別徴収されている場合は申告は必要ありません。
○収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子＝配当所得の金額
オ ⑤

給与所得 申告書のカ及び⑥欄

給料、賞金、賞与などの性質を有する給与に係る所得のことで、給与所得の金額は、次の表により計算します。

| 収入金額(A)(申告書:カ) | 所得金額(申告書:⑥) |
|-------------------------------------|-----------------------|
| ～ 550,999 | 0 |
| 551,000 ～ 1,618,999 | [A] - 550,000 |
| 1,619,000 ～ 1,619,999 | 1,069,000 |
| 1,620,000 ～ 1,621,999 | 1,070,000 |
| 1,622,000 ～ 1,623,999 | 1,072,000 |
| 1,624,000 ～ 1,627,999 | 1,074,000 |
| 1,628,000 ～ 1,799,999 | [B] × 0.6 + 100,000 |
| 1,800,000 ～ 3,599,999 | [B] × 0.7 - 80,000 |
| 3,600,000 ～ 6,599,999 | [B] × 0.8 - 440,000 |
| 6,600,000 ～ 8,499,999 | [A] × 0.9 - 1,100,000 |
| 8,500,000 ～ | [A] - 1,950,000 |
| [B] = [(A ÷ 4000) 小数点以下切り捨て] × 4000 | |

[計算例]
給与収入金額[A]の金額が1,850,000円の場合
① 1,850,000 ÷ 4,000 = 462.5
② 462.5円の小数点以下切り捨て → 462
③ 462 × 4,000 = 1,848,000 → [B]
④ 1,848,000 × 0.7 - 80,000 = 1,213,600
給与所得の金額 ⇒ 1,213,600円

[所得金額調整控除]の計算

次の(1)から(2)に当てはまる場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円超で、次のアからウのいずれかに当てはまる場合
ア 本人が特別障害者に該当する イ 23歳未満の扶養親族がいる ウ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する
所得金額調整控除 = (※給与収入金額 - 8,500,000) × 10%
※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除 = (※給与所得控除後の給与等の金額 + ※公的年金等に係る雑所得の金額) - 100,000
※それぞれ10万円を超える場合は10万円とします。

☆ (1)と(2)の両方に該当する場合は(1)の控除後に(2)を控除します。

[計算例] 給与所得控除後の給与等の金額が1,213,600円、公的年金等に係る雑所得の金額が800,000円の場合
(100,000 + 100,000) - 100,000 = 100,000 (所得金額調整控除の金額) ⇒ 1,213,600 - 100,000 = 1,113,600 (申告書の⑥欄に記入)

雑所得

雑所得の金額は、[公的年金等の雑所得]と[業務に係る雑所得]、[その他の雑所得]に分けて計算します。
国民年金、厚生年金などの[公的年金等の雑所得](ただし遺族年金、障害年金など非課税のものは除く)、作家以外の方の原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入にあたる[業務に係る雑所得]、郵便局等の個人年金、互助年金など他の所得に当てはまらない[その他の雑所得]を合わせた所得のことで、

[公的年金等の雑所得]の計算: 申告書のキ及び⑦欄

○令和3年12月31日現在で年齢が65歳未満の方は次の表で計算します。

| 収入金額(A)(申告書:キ) | 所得金額(B)(申告書:⑦) |
|-----------------------|------------------------|
| ～ 1,299,999 | [A] - 600,000 |
| 1,300,000 ～ 4,099,999 | [A] × 0.75 - 275,000 |
| 4,100,000 ～ 7,699,999 | [A] × 0.85 - 685,000 |
| 7,700,000 ～ 9,999,999 | [A] × 0.95 - 1,455,000 |
| 10,000,000 ～ | [A] - 1,955,000 |

○令和3年12月31日現在で年齢が65歳以上の方は次の表で計算します。

| 収入金額(A)(申告書:キ) | 所得金額(B)(申告書:⑦) |
|-----------------------|------------------------|
| ～ 3,299,999 | [A] - 1,100,000 |
| 3,300,000 ～ 4,099,999 | [A] × 0.75 - 275,000 |
| 4,100,000 ～ 7,699,999 | [A] × 0.85 - 685,000 |
| 7,700,000 ～ 9,999,999 | [A] × 0.95 - 1,455,000 |
| 10,000,000 ～ | [A] - 1,955,000 |

[計算例]
令和3年12月31日現在で65歳以上の方の公的年金等の収入金額[A]が1,900,000円の場合
1,900,000 - 1,100,000 = 800,000
公的年金等の雑所得の金額 ⇒ 800,000円(申告書の⑦欄に記入)

○公的年金等の収入以外の合計所得金額が1,000万円超の場合、上記表で計算後、下記のとおり計算します。

公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 ⇒ 所得金額[B] + 100,000 = 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超 ⇒ 所得金額[B] + 200,000 = 公的年金等の雑所得の金額

[業務に係る雑所得]と[その他の雑所得]の計算: 申告書のク、ケ及び⑧、⑨欄

○収入金額－必要経費＝所得金額
ク、ケ ⑧、⑨

総合課税の譲渡所得 申告書のコ、サ及び⑩欄

土地、建物、株式などの分離課税以外の、機械、貴金属、権利等の資産を譲渡したことによる所得のことで、譲渡した資産の保有期間が5年以内のものを[短期譲渡所得]、5年を超えるものを[長期譲渡所得]といいます。

○譲渡収入－必要経費－※特別控除額＝譲渡所得の金額 ※特別控除の額は短期譲渡所得、長期譲渡所得あわせて50万円です。

コ、サ ⑩

長期譲渡所得の課税について・・・長期譲渡所得の場合、課税対象となるのは譲渡所得の1/2後の額です。

一時所得 申告書のシ及び⑪欄

法人から贈与を受けた金品、競馬・競輪の払戻金、懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく満期返戻金などの所得のことで、

○一時収入－必要経費－※特別控除額＝一時所得の金額 ※特別控除の額は最高50万円です。

シ

一時所得の課税について・・・一時所得の課税対象となるのは一時所得の1/2後の額です。

また、同時に長期譲渡所得がある場合は、長期譲渡所得と一時所得を合計したものの1/2後の額です。

[計算例] 収入金額が3,500,000円、必要経費の金額2,200,000円の場合

$3,500,000 - 2,200,000 = 1,300,000 \Rightarrow 1,300,000 - 500,000 = 800,000$ (申告書のシ欄に記入)

$800,000 \times 1/2 = 400,000 \Rightarrow 400,000$ (申告書の⑪欄に記入)

所得金額の合計 申告書の⑫欄

申告書の所得金額の合計⑫欄に申告書の①から⑥欄および⑩欄⑪欄に記載した金額の合計額を書きます。

◎所得控除(3.4 所得から差し引かれる金額)**社会保険料控除** 申告書の⑬欄

申告者本人や同一生計の親族が負担することになっている国民健康保険料(税)、介護保険料、国民年金保険料、任意継続にかかる健康保険料などで、申告者本人が支払った保険料がある場合に控除されます。申告の際には保険料を支払った証明書類が必要です。

※同一生計の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、本人以外の控除にはできません。また、口座振替により保険料を支払った場合には、口座名義人の控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除 申告書の⑭欄

小規模企業共済や個人型確定拠出年金などに加入され、掛金を支払った場合に控除されます。

生命保険料控除 申告書の⑮欄

一般生命保険、個人年金、介護医療保険についての保険料を支払った場合に控除されます。

| ①旧契約(平成23年12月31日以前の契約) | | ②新契約(平成24年1月1日以降の契約) | |
|------------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| 15,000以下 | 全額 | 12,000以下 | 全額 |
| 15,001～40,000 | 支払金額×1/2+7,500 | 12,001～32,000 | 支払金額×1/2+6,000 |
| 40,001～70,000 | 支払金額×1/4+17,500 | 32,001～56,000 | 支払金額×1/4+14,000 |
| 70,000超 | 35,000 | 56,000超 | 28,000 |

①旧契約に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は合計額(上限額70,000円))

②新契約に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は合計額(上限額70,000円))

※旧契約と新契約の保険料を支払った場合は新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額(各保険料の上限額28,000円、全体の上限額70,000円)

地震保険料控除 申告書の⑯欄

地震保険や旧長期損害保険契約について支払った保険料がある場合に控除されます。

地震保険と経過措置のある旧長期契約が付帯してある場合は、いずれか一方のみ選択してください。

※旧長期契約(平成18年12月までに契約した保険で、契約期間が10年以上かつ満期返戻金等があるもの)

| | 支払金額(円) | 控除額(円) |
|-----------|--------------|---------------------|
| ①地震保険料 | 50,000以下 | 支払金額×1/2 |
| | 50,000超 | 25,000 |
| ②旧長期損害保険料 | 5,000以下 | 全額 |
| | 5,001～15,000 | 支払金額×1/2+2,500 |
| | 15,000超 | 10,000 |
| ①、②両方ある場合 | | ①の算式+②の算式(最高25,000) |

[計算例]

<契約A>長期損害保険料の金額が20,000円と

<契約B>地震保険料の金額が12,000円の場合

契約Aについては②の算式により10,000円、

契約Bについては①の算式により12,000円×1/2=6,000円

地震保険料控除の金額は16,000円になります。

寡婦・ひとり親控除 申告書の⑰⑱欄

○寡婦控除 次のいずれかに該当する場合、控除額26万円

1. 夫と死別(離婚)した後再婚していない方で、生計を一にする子以外の扶養親族(総所得金額等48万円以下)を有する方

また、合計所得金額が500万円以下の方

2. 夫と死別した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方

○ひとり親控除 控除額30万円

配偶者がおらず、扶養親族である子を有する方で、合計所得金額が500万円以下の方

※住民票に事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいる場合は対象外です。

勤労学生控除 申告書の⑲欄

学生、生徒又は児童で、事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得があり、合計所得金額が75万円以下で、

その他の所得が10万円を超えない場合に、26万円が控除されます。

※在学証明書、学生証その他学校等からの証明書を申告時に提示してください。

障害者控除 申告書の⑳欄

申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳等を有している場合に、控除されます。

1人につき ...26万円

特別障害者 ...30万円(同居特別障害者...53万円)

※特別障害者 ...身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人

原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた人など

※同居特別障害者...申告者本人や同一生計配偶者、同一生計の親族のいずれかと同居している方

※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても障害者控除は適用されます。

※証明書類となる障害者手帳や療育手帳等を申告時に提示してください。

配偶者控除 申告書の②欄

申告者本人に控除対象配偶者がいる場合に、控除されます。

| 配偶者の合計所得 | | 納税義務者の合計所得金額 | | |
|-----------|----|--------------|---------------------|----------------------|
| | | 9,000,000以下 | 9,000,001～9,500,000 | 9,500,001～10,000,000 |
| | | 配偶者控除額 | | |
| 480,000以下 | 一般 | 330,000 | 220,000 | 110,000 |
| | 老人 | 380,000 | 260,000 | 130,000 |

※老人…令和3年12月31日現在70歳以上の配偶者である場合

※納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除を受けることができません。

※同一生計配偶者…令和3年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)現在、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である人。

※控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。

※事実婚の配偶者又は、青色事業専従者でその青色事業専従者給与を受ける人及び事業専従者は除かれ、

配偶者控除と配偶者特別控除を同時に適用することはできません。

配偶者特別控除 申告書の②欄

納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合に控除されます。

※事実婚の配偶者又は、青色事業専従者でその青色事業専従者給与を受ける人及び事業専従者は除かれます。

また、配偶者控除と配偶者特別控除を同時に適用することはできません。

| 配偶者の合計所得 | 納税義務者の合計所得金額 | | |
|-----------------------|--------------|---------------------|----------------------|
| | 9,000,000以下 | 9,000,001～9,500,000 | 9,500,001～10,000,000 |
| 配偶者特別控除額 | | | |
| 480,001 ～ 1,000,000 | 330,000 | 220,000 | 110,000 |
| 1,000,001 ～ 1,050,000 | 310,000 | 210,000 | 110,000 |
| 1,050,001 ～ 1,100,000 | 260,000 | 180,000 | 90,000 |
| 1,100,001 ～ 1,150,000 | 210,000 | 140,000 | 70,000 |
| 1,150,001 ～ 1,200,000 | 160,000 | 110,000 | 60,000 |
| 1,200,001 ～ 1,250,000 | 110,000 | 80,000 | 40,000 |
| 1,250,001 ～ 1,300,000 | 60,000 | 40,000 | 20,000 |
| 1,300,001 ～ 1,330,000 | 30,000 | 20,000 | 10,000 |
| 1,330,001以上 | — | — | — |

扶養控除 申告書の③欄

申告者本人に扶養親族がある場合には、所定の金額が控除されます。

※扶養親族とは、前年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、申告者と生計を一にする親族(配偶者を除く)等で合計所得金額が48万円以下の方です。なお、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び事業専従者は除かれます。

[控除額]控除額は、次のとおりです。

- ・特定扶養親族 1人について……………45万円
(特定扶養親族とは、扶養親族のうち令和3年12月31日現在に年齢19歳以上23歳未満の人のこと。)
- ・老人扶養親族 1人について……………38万円
(老人扶養親族とは、扶養親族のうち令和3年12月31日現在に年齢70歳以上の人のこと。)
- ・同居老親等扶養親族 1人について……………45万円
(同居老親等とは、老人扶養親族のうち申告者本人や配偶者の直系尊属で、申告者本人や配偶者との同居を常としている人のこと。)
- ・年少扶養親族 について……………0万円
(年少扶養親族とは、扶養親族のうち令和3年12月31日現在に年齢16歳未満の人のこと。申告書③欄の下の「16歳未満の扶養親族」欄に記入して下さい。)
- ・上記以外の扶養親族 1人について……………33万円

基礎控除 申告書の④欄

前年の合計所得金額が2,500万円超の場合は控除を受けることができません。

| 合計所得金額 | 24,000,000以下 | 24,000,001～24,500,000 | 24,500,001～25,000,000 |
|--------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 控除額 | 430,000 | 290,000 | 150,000 |

雑損控除 申告書の⑤欄

住宅や家財について災害又は盗難若しくは横領による損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に控除されます。

雑損控除は次の①、②いずれか多い方の金額が控除されます。

- ①(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額の10%
- ②災害関連支出の金額－5万円

医療費控除 申告書の⑦欄

申告者本人や同一生計の親族の医療費、療養等のための医薬品の購入費などを支払った場合に控除されます。

(控除額は200万円が限度。)*明細書を添付し、領収書は自宅で5年間保存してください。

| | | | | | | |
|-----------|---|---------------|---|---------------------------|---|-------|
| 支払った医療費の額 | － | 保険金等で補てんされる金額 | － | 100,000円 又は 総所得金額等の合計額の5% | = | 医療費控除 |
| | | | | いずれか少ない金額 | | |

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の場合は、医療費控除欄の「区分」に1を記入してください。

(対象医薬品の購入金額－補てんされる金額)－1万2千円＝医療費控除(控除上限額8万8千円)

本特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けることができません。